

令和 7 年第 2 回砂川市議会定例会
予算審査特別委員会

令和 7 年 6 月 1 6 日（月曜日）第 1 号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第 4 号 砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に
関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

議案第 5 号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 号 令和 7 年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2 号 令和 7 年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第 3 号 令和 7 年度砂川市水道事業会計補正予算

○出席委員（12 名）

委員長 辻 勲 君
委員 是 枝 貴 裕 君
伊 藤 俊 喜 君
高 田 浩 子 君
中 道 博 武 君
小 黒 弘 君

副委員長 鈴木 伸之 君
委員 石 田 健 太 君
山 下 克 己 君
武 田 真 君
水 島 美喜子 君
沢 田 広 志 君

（議長 多比良 和 伸）

○欠席委員（0 名）

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂 川 市 長 飯 澤 明 彦
砂川市教育委員会教育長 板 垣 喬 博
砂 川 市 監 査 委 員 中 村 一 久

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副 市 長 井 上 守

総務部 管理課 長
 兼 會計部 審議 監
 総務課 長
 市長公室 課 長
 市政策調 課 長
 D X 推 進 課 長
 会 計 課 長
 市民部 長
 市民生活 課 長
 税務課 長
 保健福祉部 長
 社会福祉課 長
 子育て支援課 長
 兼 子ども家庭センター所 長
 介護福祉課 長
 ふれあいセンター所 長
 子ども通園センター所 長
 経済部 長
 商工労働観光課 長
 商工労働観光課副審議 監
 農政課 長
 建設部 長
 土木課 長
 都市計画課 長
 建築住宅課 長
 病院事務局 長
 兼 附属看護専門学校事務管理 者
 病院事務局次 長
 兼 医師診療支援室副審議 監
 兼 附属看護専門学校副審議 監
 病院事務局審議 監
 兼 管理課 長
 管理課副審議 監
 経営企画課 長
 経営企画課副審議 監
 医事課 長

三橋 真樹
 安原 雄二
 岩間 賢一郎
 遠藤 和也
 安武 学
 渡部 秀樹
 谷口 昭博
 堀田 一茂
 伊藤 修一
 齊藤 史憲
 畠山 秀樹
 谷地 雄樹
 作田 哲也
 斉藤 亜希子
 佐藤 哲朗
 東海林 孝
 野田 勉
 阿部 明
 櫻田 哲也
 奥山 喜史
 斉藤 隆幸
 中本 和二
 馬場 裕
 岡 博
 朝 日 紀
 為 国 泰朗
 倉島 久徳
 和田 忠成
 堀下 直樹
 阿部 雅和
 川 端 祥子

地域医療連携センター副センター長
兼がん相談支援センター副センター長
教育研修センター副センター長

大 坂 衣 里
森 田 康 晴

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者

教 育 次 長
指 導 参 事
教 育 委 員 会 技 監
学 務 課 長
学 校 再 編 課 長
社 会 教 育 課 長
兼 公 民 館 長
ス ポ ー ツ 振 興 課 長
図 書 館 長
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長

玉 川 晴 久
神 島 亘 基
徳 永 敏 宏
早 川 浩 司
篠 崎 強
名 久 井 淳
小 島 武 史
工 藤 雅 子
上 山 哲 広

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監 査 事 務 局 長

下 道 く み こ

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長

三 橋 真 樹

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長

岩 間 賢 一 郎

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農 業 委 員 会 事 務 局 長

野 田 勉

農 業 委 員 会 事 務 局 次 長

奥 山 雅 喜

7. 本委員会の事務に従事する者

事 務 局 長

安 武 浩 美

事 務 局 次 長

越 智 朱 美

事 務 局 係 長

野 荒 邦 広

開会 午後 0時57分

◎開会宣告

○議長 多比良和伸君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 多比良和伸君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名します。

予算審査特別委員長には辻勲委員、同副委員長には鈴木伸之委員を指名します。

休憩 午後 0時58分

〔委員長 辻 勲君 着席〕

再開 午後 0時58分

◎開議宣告

○委員長 辻 勲君 直ちに議事に入ります。

○委員長 辻 勲君 本委員会に付託されました議案第4号 砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 令和7年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 令和7年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第3号 令和7年度砂川市下水道事業会計補正予算の6件を一括議題とします。

お諮りします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて地方債補正、歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入、歳出、事業会計の収入、支出を一括審査する方法で進みたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第4号 砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それでは、議案第5号、砂川市企業振興促進条例なのですが、先ほども総括質疑で大分分かってはきたのですが、まず商業地域等というところをもう少し分かりやすく説明をお願いします。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 阿部範明君 それでは、ご質問のございました商業地域等についての詳しい説明をさせていただきたいと思っております。

その商業地域等につきましては、まず中心市街地である箇所と、あと国道12号沿いの地域と、そして東西に分かれるところではございますけれども、砂川駅から市立病院ぐらまでの東西にわたるところの中心市街地の箇所を商業地域等という形でご説明させていただきたいと思っております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 続いて、第3条なのですが、これは新設、増設、改修または移設というところで、操業を開始した者に対して行うものとすると書かれています。これは、もともとあるところなのですが、新設、あるいは増設、移設の場合は、操業を開始した者に対しては分かるんですよ。ただ、改修というのは、もともと操業を行っているところが改修するのだらうと思うんですね。

そこで、なぜ操業を開始した者に対して行うとすると限定しているのかどうか、ここをお伺いします。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 阿部範明君 改修のみの対象の部分についてのご質問かと思います。

こちらにつきましては、観光事業施設の部分の対象としている改修する者、そこはまず先ほど申し上げましたように商業地域等がまず対象となる地域になっておりまして、その事業者が、観光事業施設が市内の中にございまして、まず地域を限定したいと。その前段

としまして、ここの地域に限定した部分につきましては、まずすなわちのまちなかの交流施設が開設したことにより、さらなるにぎわいの創出とまちなかへの回遊を含めて、そういった既存の施設について老朽化も含めて、それをさらに存続していただきたいと。事業継続をしていただきたいといった思いの中の支援の一つとして考えた中での改修について特化したものとしてご提案をさせていただいたものと考えております。

○委員長 辻 勲君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 私から補足させていただきます。

操業開始というのは、改修した後にそれを使用しないで、どなたかに貸してしまうと、この事業の対象にならないと。改修したら、それを自ら使って、やり始めるということを用意しております。それを操業を開始した者に対して行うということでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 改修をした後に人に貸すということもあり得ますね。

本人がいつか、つまり改修している間も操業している可能性がありますよね。全部止めてから改めて操業というのを操業というのではなくて、事業をやっているみたいなことでいいのですか。操業というと、どうしても今までやっていなかったものをやったという思いになるのですけれども、そうではなくてということなんです。

続いてなのですけれども、この観光事業施設というそのものなのですけれども、条例を見ると、もう少し詳しく書かれています。宿泊施設、スポーツ施設、レクリエーション施設、天然資源有効利用施設、観光物産施設という形で条例では書かれているのですけれども、なかなか難しいのです。限定していくというか。この条例の改正に関しても、対象、先ほどの総括でも宿泊施設、それからたしかスポーツジムがありましたかね。そういう意味でいって、今の砂川市で対象になるというのは大体そのぐらいと考えていいのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 阿部範明君 対象となる施設の数ということかと思われますけれども、その点につきましては先ほど議場でも説明させていただいたとおり、施設数が宿泊施設につきましては7施設、そしてスポーツ施設につきましては1施設という形で既設の事業所というか、事務所含めてですが、対象となっているものでありますというところでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 条例第4条のクです。改正後のクなのですけれども、ここでは観光事業施設を商業地域等以外の地域に新設又は増設した場合でも助成が得られるという項目なのですけれども、この場合、たしか総括質疑では、いわゆる商業地域以外どこでもというお話だったのであるけれども、それで間違いはないのかどうかお伺いします。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 阿部範明君 観光事業施設について、対象となる地域についての建てられる、建てられない部分含めて改修のことについてだと思いますけれども、このクの部分につきまして、商業地域等以外と文言として掲示をさせていただいておりますので、そこ以外につきましては先ほど申し上げたとおり商業地域等は中心市街地の箇所であります。その部分以外のところ、そのエリア、そこを外れた箇所についても新設と増設に係る部分については、宿泊施設等は建てていただいてもそれに係る助成金、それは上限額とかは変わりますけれども、対象とさせていただいているところでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これまでの企業振興条例によると、非常に場所が決められていたと思うのですね。つまり商業等ではなく、逆に工業地域だとか道の工業団地だとか、そういうところに限られていて、それを今度観光事業施設に関しては商業等の地域も入れたと感じていたのですけれども、今後はそうではなく、全市どこでも、この観光事業施設というものを造ったりした場合には、この補助が受けられるという解釈でいいということですか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 阿部範明君 市内どこでも観光事業施設が建てられるかどうかといったご質問かと思いますが、これも条例上に記載をさせていただいているところあるのですが、都市計画法の規定に基づいて用途地域といったものが付されております。そういったところで、施設を建設するに当たって制限がかかっているものがございます。その制限がかかっている箇所につきましては、建築基準法上という建てられるものではないので、そこに対してはもちろん助成の対象ともなりませんし、建てたいものについて用途地域に適合したものであれば、その箇所については建てられるものと内容としてさせていただいております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 最後の質問になるのですけれども、観光事業施設だけ、そこまで大きく広げていったという意図なのですかけれども、ほかの業種に関しては、あくまでも条例上は工業地帯だとか道央工業団地だとかと書かれていると思うんですよね。ただ、観光施設に関しては、商業地域等以外のところは全て、先ほどの駄目なところはあるのは分かっているが、それ以外は大丈夫という今回条例改正になるのですけれども、そこまでの観光事業施設に力を入れるという意味はどういうところにあるのですか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 阿部範明君 まず、商業地域等に集約させたい、集中させたいといったところの話でございます。そこに建設させたいという思いと、そのままその事業を継続していただきたいといったところの思いとしましては、総合計画にも記載されてあり、基本計画、基本の目標としまして観光の振興で魅力あふれるまちづくりといったところもございます。その中で、中心市街地に係る部分につきましても、商工業の振興、そ

してにぎわい、活気をつくり出すという、もたらすまちづくりといったところも視点から考えた中で、あくまでも中心市街地を元気にするというか、活性化させるといったところを目的、趣旨として、今回の助成金の対象とさせていただいたところでございます。

○委員長 辻 勲君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 今回の条例では、もともと工場施設等というところを工場施設、観光事業施設、特定事業施設、及び植物工場施設と分けております。

現行の改正前の条例につきましては、工場等施設の中に観光事業施設が入っております。なので、その他の地域につきましては、今まで同様、工場等施設につきましても補助が100分の6に相当する額で上限3,000万円というところで補助ありましたので、ここにつきましては現行と変わっておりません。現行と変わらず、観光施設という名称が取り出されましたので、今回の条例改正でクという条項をつくって、改めて観光事業施設という名称はつけてはいるのですが、今までと中身につきましては変更はございません。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 質問していることと答弁が違うのです。

私が聞きたいのは、今までの条例でいけばすぐ場所を限って工業地域、工業団地というところでのみ、観光事業施設も同じです。そこでやっていたのです。それで、今回観光事業施設に関しては、商業地域等も入れた。でも、このクのところでは観光事業施設を造ったり、それから増設したりする場合、商業地域等以外の地域でもいいと改正をしているのです。どうして観光事業施設だけそこまで枠を広げていったのかということをお伺いしています。

○委員長 辻 勲君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 私の説明が悪く、意図が伝わらなかったようなので、もう一度ご説明申し上げます。

現行の条例では、企業施設建設補助金というのがございまして、その中にオというところがございます。これは、工場施設等を工業地域等及び工業専用地域以外の地域に新設または増設した場合、投資額100分の6に相当する額、3,000万円を超えるときは3,000万円という項目がありまして、この中に観光事業施設が含まれております。今回、商業地域等におきまして観光事業施設という名称を取り出して、そこに改めて条項を設置したものですから、工場等という言葉进行分解しなければいけなくなりました。なので、観光事業施設というのを改めて、オをクに分解して観光事業施設を商業地域等以外の地域にということで名称が出ただけでありまして、過去から工場施設等もその他の地域につきましては100分の6に相当する額、3,000万円上限で出しておりましたし、観光事業施設につきましても100分の6に相当する額3,000万円を上限として補助の対象としておりました。ここにつきましては、過去と変わっていないというところであります。今回改めて増えたのは、商業地域等における観光事業施設に対する新設、増設に伴う補助

率と補助額の改定と改修を対象にしたというものでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 まだ違うのです。

私の質問、分かりませんか、皆さん。

これまでは、また同じことを言うのですけれども、この企業振興推進条例の対象としていろいろな業種がありました。もちろん観光事業施設もその中にあります。

ただ、これまでは新設、増設するときは、工業地域なり道央工業団地なりに定められていたと思います。違いますか。違う。じゃあ、きちんと説明してください。私は、そう思っているんですね。

それで、先ほど言ったように、今回はそれプラス観光事業施設については商業振興地域も含まれたと。観光の部分では、それだけ広がったということですよ。でも、観光施設、工業団地に造っても、なかなか宿泊で泊まってくれる人はいないはずだし、じゃあほかの業種はやはり元の条例のままだとすると、広がりが出ないわけです。そこで、どうして観光事業施設だけそれだけ広げていったのか。ほかの事業については、なぜやはり元と同じ状態なのかというのを伺いたかったのです。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 阿部範明君 失礼いたしました。

まず、工場施設等がそれ以外のもの、観光事業施設以外のものが、なぜ今までどおりだったかというところでございますけれども、まず企業誘致の観点から考えますと、工業団地等に施設を新設いただきたいと。そこは、その箇所につきましては先ほども申し上げましたように、用途地域で規制がかかっているところ、そこで制限されているものでございますので、もともと工場施設関係につきましては、そちらに市として誘致していきたいといった思いの中で条例が制定されているものでございます。そこに係る部分と今回につきましては、まちなかのにぎわい創出をしたいといったところに特化した部分に関して申し上げますと、観光事業施設がその地域の中に、数はそれほど多くはないのですけれども、存在しているといったところにありまして、そこについて一定程度もう年数が経過していることもあり、そこについて新設ではなく、改修についても助成の対象とすべきと判断したことにより、そこに力を入れたかったといったところで、これも繰り返しになりますけれども、中心市街地のところに誘致したいといったところにつきましては、観光事業施設を主に考えた中で新設、増設の部分につきましては、併せて改修についても対応を図ったところでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 最後に、違う聞き方します。

観光事業施設を商業地域等以外の地域でも新設や増設をした場合に、補助がつくようになった。補助つくように、クで書かれているじゃないですか。100分の6相当額。何で

そこで首振るの。

だから、その商業地域等以外というのは、前だったら工業専門地域だったと思うんですよ。でも、今は、先ほどの答えでいくと市内どこでもいいんですよ。だから、そうした理由。

今の話でいけば、何とかまちなかにそういう施設を集めたいからと言うのだけれども、このクでは商業地域等以外でもいいよと言っているんですよ。だから、そのところが何でなのですかと。例えば一の沢なら一の沢でも、宿泊施設造ろうと思ったらお金は出るということでしょう。今までは出なかったんですよ。

じゃ、その首振っているところを教えてください。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 阿部範明君 その部分につきましては、改めてご説明させていただきますと、工場とかは工業団地に誘致したいといった思いがありますと。そして、基本的にはそれ以外の、今回は商業地域等の一つ加えたところではありますが、基本的には工業団地以外の部分については、もともとその他の地域というくくりで助成の対象としてなっております。それが上限が3,000万円でございます。そこについては、観光事業施設についても適用されているものでございます。さらに、先ほど申し上げましたように、中心市街地に施設を誘導したいといった思いの中で新たに商業地域等という箇所を設置させていただいて、そこについては上限額を引き上げたものとして新設、増設を新たに打ち立てて、さらには引き続き使っていただきたいといった思いの中で改修にまでつなげたいという建てつけとして制度を設定させていただいております。

じゃあ、その商業地域以外の部分が今回、その他のエリアが狭くなったという言い方が適切かどうかはあれなのですけれども、その他の地域はもともとあったというところで、そこが先ほど繰り返し申し上げますけれども、上限3,000万円までと。補助率については6%の適用は従来からありましたので、一の沢等ももともと3,000万円を上限として適用する助成制度ということになっているところでございます。

○委員長 辻 勲君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 それでは、単純なこととか、基本的なこととしてお伺いしておきたいのですけれども、今回改修についてというのが加わりました。じゃ、改修という定義としては、どこまでを改修として見ておいていいのか、その辺説明してもらえればありがたいのですけれども。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 阿部範明君 改修の定義でございます。

こちらにつきましても、先ほど議場で答弁いたしましたところではございますが、外壁、屋根、内装、そして内装を伴う機器設備関係の改修に当たるところでございます。その、さらに細かい部分につきましてはのお話かと承っておるところでございますけれども、特定

のと言ったらあれですが、分かりやすく説明させていただきますと、屋根や壁はご理解いただけるものと思います。内装につきましても、室内のクロス関係、もしくは床のフローリングとか、そういったものも適用になりますと。じゃ、機器関係になりますけれども、運営をするに当たって、事業所として稼働させるに当たって、必要な機器設備があるかと思います。そこにつきましては、容易に移動できるものではないことが条件で、かつ長くそこに設置していただける、固定しているものが機械設備としての対象となるものと考えているところでございます。

○委員長 辻 勲君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 細かに説明していただきましたので、大体分かってまいりましたが、そこで観光事業施設として、例えば駐車場を持っています。駐車場も改修します。駐車場を違うものに変えていきたいと思いますといったこと、もしくは観光事業施設が周辺の土地も含めて増やしていった、そこを直したりするといったことについては、改修としての位置づけになるのか、もしくはなりませんよということなのか、この辺教えていただけないでしょうか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 阿部範明君 外構という言い方が適切かどうか分かりませんが、この条例の助成の対象としましては、基本的には建築物になります。そこは、事業所を構えているところ、店舗を構えているところが対象でございます。つまりは、その部分でいきますと、外構工事になります駐車場関係については、今回対象とはしていないところでございます。

○委員長 辻 勲君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 分かりました。

それで、関連するかもしれませんが、例えば観光事業施設が今後改修しましょう。例えば改修のほかに新設とか増設、基本的にいったら観光事業施設として敷地として持っているところに新設または増設した場合、これについて先ほどの総括の中では、一つは新設または増設した場合の届出によって、もう一つは改修という部分含めて、場合によったら、それはきちんと成り立ったときにはそれぞれ新設、増設については上限1億5,000万円、改修については1億円の上限だといったことで、これは使うことは可能ですよといったことがあるのですけれども、一例として自分の観光事業施設、先ほど言ったように施設内に持っている、その中でそういったやり取りでやった場合というのは、今回の改正の条例によっては対象としてなっていくのかどうか、この辺の考え方を聞かせていただけないでしょうか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 阿部範明君 その敷地内での新設、増設、改修の定義になるところでございますけれども、既設の事業者さんが持っているものの対応については改修になり

ますと。ただ、事業規模を拡大したいといったところの視点で考えたときに、同一敷地の中で考えたときにも新たに面積を増やすものが発生するかと思います。それは、同一事業のものであるということに限るところではございますけれども、そこについて……限るとは限らないのですけれども、新たに面積が増えるもの、そこについては新設ないし増設という定義ということになりますので、敷地内に複数の施設が建つということについては、それについてはそれぞれの助成の対象になるものと認識しているところでございます。

○委員長 辻 勲君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 お聞きした部分が、それも助成の補助の対象ということになり得るということでは分かりました。

これでもう一つ関連して、基本的なものですけれども、例えば観光事業施設として、その場所で操業しているということと、もう一つは観光事業施設として、例えば砂川の市内の中になくて、市外から来て、そして操業した場合の、こういったケースについては今回の条例改正というのは適用になっていくのかどうかというのを教えてもらえないでしょうか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 阿部範明君 既に、例えばなのですけれども、飲食店が市内に店舗として運営していると、開店しているといったところをもって、市外からも同一業種のものとして同一企業の方がこちらに来ますといったところの部分になるかと思うのですけれども、そこについては市外から来た方、本当に全くゼロ、全く来ていない状態、砂川市にない場合について、新たに来た方については新設は適用されますと。ただ、もう既にある施設、企業が来た場合については、例えば同じ敷地の中であれば増設という定義になるかと考えているところでございます。

○委員長 辻 勲君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 最後に、今回の条例の関係から、最終的な補助を適用して利用しようといったときに、これを最終的に……。ごめんなさい。施行規則を私まだ中身をきちんと見切れていなかったもので、例えばこれを認めますよといった部分については、これは恐らく経済部商工労働観光課の中で審査をして決まってくるのか、もしくは庁内の中でそれを審査する人たちがいて、するということになるのかどうか。この辺、考え方だけ最後に聞かせていただけないでしょうか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 阿部範明君 所管が商工労働観光課になりますので、審査する者につきましては係の者含めて、課の体制で進めるものと考えております。

ただ、専門性のあるものがございます。建築基準法の部分、税法上の部分で償却資産の部分についても対象になり得るものか否か。その中で、修繕に該当するべきものかどうか、それが資産として成り立っているものかどうかの選別の必要性を考えた中で、専門性の部

分で照らし合わせた上で最終的に判断するといったところにつながると思います。

○委員長 辻 勲君 山下克己委員。

○山下克己委員 今回改修が加わったということなのですが、補助額が限度等決まっていると思うのですが、こちら新築、増築の場合はなかなか一つの企業で何回もあるものではないのですが、改修については複数回起きる可能性があるでしょうし、毎年計画的に改修するという場合もあると思うのですが、その辺の規定というか、そういうものは何か考えているのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 阿部範明君 新設については、スタートで操業しようとする方含めて、新設に係っては大きな金額が発生するものでありますので、2棟目、3棟目はかなわないものかとも思います。その中で、改修については一回建設されて、それを継続的にご利用いただきたいといったときに、それを運用したいと考えたときに、10年スパン、30年スパンといったような長きにわたって改修に着手しなければいけないという考えがございますので、そこは民間さんの各事業所さんの事業計画があるかと思います。資金調達の部分も含めてになりますけれども、その辺りと照らし合わせて、随時受付としては常備しているところでございますので、ご相談含めて窓口で対応した上で5年後にはこれをしたい、10年後にしたいといったような部分についての対象となるものについては、その申請を経て助成の対象としたいと考えているところでございます。

○委員長 辻 勲君 山下克己委員。

○山下克己委員 5年、10年のスパンですと、ある程度の余裕があるのかと思うのですが、例えば老朽化してくると、毎年のように改修が起こる場合もあり得ると思うのですが、そういう場合は内容を精査して、ある程度判断するというところでよろしかったでしょうか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 阿部範明君 内容を精査して判断するかというところでございますけれども、そちらにつきましても総工事費イコール助成額の対象の金額になるものではございますので、審査するものが適正に公平性を持って、透明性を持って対応することに努めたいと考えているところでございます。

併せまして、同一のもの、建てたものの改修、5年、10年のスパンについて検討されるような事業所さんもいるでしょうから、その同一のものに対しても定期的というか、例えば1年後に対してすぐ同じ箇所について改修は認めるべきものではないと判断しているところでございまして、老朽化に伴って必要に応じてといったところは精査してということにつながるかと思いますので、それに当たっては助成の対象としたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

高田浩子委員。

○高田浩子委員 それでは、質問させていただきます。

議案第6号、中小企業についてでありますけれども、先ほどからの企業とも多少関係あるのかと思うわけですが、経緯について、中小企業はそれほど詳しく説明されていなかったのかと思いますので、経緯についてももう少し詳しく教えていただけたらと思います。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 阿部範明君 この改正の経緯といったところだと思います。

中小企業等振興条例につきましての今回の思いに至ったところでございますけれども、こちらにつきましても、これも実は繰り返しになるかと思っておりますけれども、まちなかの交流施設すなわち開設されたといったところもございまして、そのまちなかのにぎわいの創出に視点を置いて、そして観光客や一般住民の方が回遊できる設備につながるような形で砂川市として支援をしたいといったところが思いとしてございます。それが持続可能な事業となるように、事業承継もできるような形として、資産の形成の部分についても、その支援策としての対応をさせていただいているといったところでございます。

併せて、ここに至った経緯につきましては、令和6年3月の一般質問及び令和6年12月、さらには令和7年3月について、それぞれ中小企業の支援、空き店舗の改装に係るところについても、何とか対応ができないかといったところの一つとして考えがあった中で、その状況を踏まえ、そして商工会議所等や金融機関等と情報交換をした中で共有してきた中で、アンケートは具体的にはしてきていないところではございますが、いろいろな方々の意見交換をした上で、このまちなかに対する思いをきれいにさせていただくといったところと事業を継続していただきたいといったところに対しての一助となるような形で制度

の設計をさせていただいたところでございます。

○委員長 辻 勲君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 経緯については、先ほど企業とも関連するのかと思ひまして、やはり重複した部分、そしてまちなかのにぎわいというところで、やはり中小企業の方が非常に多い地域でありますので、そういう方に対しての支援、そして空き店舗等の支援になったということは、非常に本当によいことではないかと思ひます。

それで、5 ページの新旧対照表についてでありますけれども、その中で現行について、新築等をしたときというところで現行でありました。ちなみに、この新築等というところでは、直近でどれぐらいの件数あったのでしょうか伺ひます。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 阿部範明君 本当の直近でといったところでございます。

こちらにつきましては、1 件が令和6 年度にありましたと。それは、新設の部分になるかと思ひます。

それと、空き店舗の改装の部分につきましても1 件対象があったかと記憶にございます。

○委員長 辻 勲君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 そういった中で、やはり条例の中で新築等というところで、新築を主というところで、1 件ないしは、本当に少ない件数ですよね。だから、今まですごく使いづらかったけれども、今後は少しの改修か、先ほどの会議所での話でもありましたけれども、使いやすい、商店の方とか中小企業の方が使いやすい条例にしたという理解でよかったですか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 阿部範明君 使いやすい制度になったかといったところかと思ひます。

こちらにつきましても、物価上昇関係が資材の高騰や人件費の高騰もございまして。そういった中で、資金調達に苦慮される事業者さんが多数あるかという認識も含めて、その中で支援できる体制の一つとしてこの制度をご利用いただくことで、まちなかのにぎわい創出につなげていただきたいといった思ひの中で設定させていただいたところでございます。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第6 号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより補正予算に入ります。議案第1号 令和7年度砂川市一般会計補正予算の歳出から審査に入ります。

11ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費について質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 社会福祉費で定額減税の不足額給付金の関係なのですが、先ほど提案説明があつたのですが、もうちょっと詳しく対象者について伺います。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 谷地雄樹君 対象者についてのご質問ということで詳しくということだったので、お話をさしあげたいと思います。

今回の定額減税不足額給付金につきましては、提案説明にもありましたとおり、対象になる方が大きく2つございます。1つ目は、令和6年度中に定額減税補足給付金の事業を実施しておりますが、その後令和6年の所得税が確定したことにより、本来支給すべき給付額に不足が生じた方に対して最大3万円を、扶養親族も含めて1人当たり3万円を支給するというものでございます。もう一つにつきましては、青色事業専従者や白色申告の事業専従者、合計所得金額48万円超えの方などで、ほかの親族の扶養に入っていないですとか、本人として定額減税の補足給付金を受けていないですとか、ほかの令和5年、6年度に実施した非課税世帯等への給付金を受け取った世帯員でないといった要件を満たす方に対して原則4万円を支給するというものになっております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これ、そもそもが去年定額減税というのが行われた、そのことですね。

それで、先ほど提案説明でしたよね。対象者の数は1,400人と、それから200人というお話がありました。今も3万円というお話なのですが、そもそもは所得税から3万円と、本人と、あと扶養親族がいればそれぞれ3万円、個人住民税からは1万円ということでしたよね。今回1人3万円という額なのですが、この辺はそれぞれの所得や収入によって変わってくるのではないかと思うのですが、一律3万円というのはどこから出てくることなのか。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 谷地雄樹君 申し訳ありません。

先ほどの私の説明が悪かったと思うのですが、一律3万円ではなくて、最大3万円です。なので、委員さんおっしゃられますように、その人の世帯構成ですとか所得の状況ですとか、あと令和6年度中に既に受け取った補足給付の金額によって今回の対象にな

る金額というのはそれぞれ変わってきます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 じゃ、もう一つの200人がいて、先ほどの4万円というのも、それも同じ考え方ということですか。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 谷地雄樹君 こちらの200人の方につきましては、青色事業専従者とかについては令和6年度中に定額減税補足給付金の対象になっていない方でございます。なので、この方々については、令和6年度中に定額減税の補足給付金を受け取っておりませんので、その方々に対しては原則1人当たり4万円を支給するというものです。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これは、どの時点からと、それからどうその方々にはお知らせが行くのかをお伺いします。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 谷地雄樹君 議決を経た後に7月の中旬頃ぐらいに対象者に対して確認書をお送りいたします。そちら、返送いただいた方から随時準備を進めていきまして、早ければ8月中には第1回目の給付を進めたいと考えております。

期限につきましては、一応9月中を想定しておりますが、期限過ぎた後でも未支給の方についてはこちらから再度のお知らせを送るですとか、国で示している11月の末頃の申請期限までには、なるべく多くの方に支給するように進めていきたいと考えております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 最後に、これは申請をしなくても役所から来るという、それを待っていればいいということになるのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 谷地雄樹君 基本的には、こちらで対象者と思われる方には確認書をお送りいたします。

ただ、先ほど話した青色事業専従者ですとか、そういった方の中では市では対象になるかどうか把握し切れない方もいらっしゃいますので、7月に入りましたら7月15日号広報で周知をして、そういった方についてはお問い合わせくださいという旨も併せてお知らせしたいと考えております。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、第3項の生活保護費については休憩後に行いたいと思います。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時00分

○委員長 辻 勲君 委員会を再開いたします。

第3項生活保護費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、12ページ、第6款農林費、第1項農業費について質疑ありませんか。

高田浩子委員。

○高田浩子委員 それでは、農林費について質問したいと思います。

1項農業費、2目農業振興費というところで計上されているわけなのですが、先ほど提案説明で説明はあったのですが、詳細についてもう少し詳しく伺いたいと思います。

○委員長 辻 勲君 農政課長。

○農政課長 奥山雅喜君 提案説明よりももう少し詳しくということでございます。

このたびの補正ですけれども、市内の農地所有適格法人がハウスを増やしまして、経営面積を拡大することに伴い効率的に作業するため、例えばハウスの中の自動換気システムですとか、あと自動的にかん水をするシステムを導入しまして、それらの導入費についての費用を支援するものです。

国の農地利用効率化等支援交付金における地域農業構造転換支援タイプというタイプがあるのですが、そちらを活用しまして、全額国費で道を通して市が補助するものでございます。

○委員長 辻 勲君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 そういうところで、何か拡大をするとかハウス一式とかというお話ありましたけれども、今もう既に夏というところで、今から助成金が下りてということになりますと、秋から始められるのですか。工程について、何か把握していることはありますか。

○委員長 辻 勲君 農政課長。

○農政課長 奥山雅喜君 農業者、農地所有適格法人がこちらの補助に該当してからの事業になるものですから、急遽ハウスを増やして、あとかん水装置ですとか換気装置につきましては、こちらは今あるハウス、プラス増やすハウスに設置するというので、こちらの補正予算を議決いただいた後すぐ対応したいということで話をいただいているところです。我々としてもすぐ対応したいと考えています。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、13ページ、第8款土木費、第2項道路橋梁費について質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 ロータリ除雪車の購入費ということなのですが、国の補助がついたのだというお話だったので、これ国の補助がついても2,100万円で、あと4,000万円借金で、すごく高いものだなと思うのですが、この補助の関係と

というのは何か決まりがあつてのことなのかどうかお伺いします。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 中本和幸君 補助金につきましては、新年度で除雪重機を申請していく形なのですが、該当する市町村等がかなり多いという状況で、申請して必ず当たるということではなく、今回要望した中で補助金がついたというところでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 決まりと言ったのは、例えばよくある何パーセントとか何分の1とか、補助金がね、ということはあるのかないのかということなのだと思います。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 中本和幸君 特に補助金の充当額の率というのは、全体の補助率という部分では60、3分の2という形です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

全体の事業費の3分の2が充当されるのが……

〔「3分の2」と呼ぶ者あり〕

補助率につきましては、雪寒機械の購入ということになりますので、3分の2充当される形です。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 ここを、続けると歳入になっていくので、今まずいかと思いながらなのだと思います。3分の2と言っても、この6,000万円の3分の2ではなくてという、何かやはり決まりがあつてのことなんですよ、きっと。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 中本和幸君 補助金自体は、当然六千何百万円、購入費に対して要望しているのですが、国からの充当される部分が100%充当されないものですから、その分今回2,163万3,000円という形で充当されたという形でございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 なかなか要望しても当たらないというお話もあつたのですが、今回こうやって買うのですが、入札したらもうちょっと安くなるのかとは思っても、相当なお金ではないですか。やはりこれ、直営のために買うのだらうと思うのですが、民間で除雪組合等あつて日頃の除雪していると思うのですが、これだけのお金出してもロータリ除雪車を買うということが、やはり必要なのかどうか。その必要度合いですね、お話をいただければと思います。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 中本和幸君 除雪機械の部分、かなり高額になります。

令和4年度から組合、市保有する車両、ロータリ車2台という体制で行ってきております。そちらの機械については、アタッチメント式のロータリ装置付きの除雪車となってい

ます。近年、気象状況等が様々で、急激に雪降ったりして、排雪の積み込み、運搬排雪だけでなく、緊急的な路線確保、そういった部分が必要な部分が多くなってきております。そういった中で、令和4年から2台体制にしているのですけれども、プラス今回1台、機器の更新になりまして、高額ではあるのですが、やはり専用車と、排雪に特化した形の専用車になるのですけれども、能力的に機能がやはり1.5倍から2倍と想定しているのですが、迅速に作業を進められるというところで今回購入に至ったところでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 最後なのですけれども、このロータリ車というのは大体何年ぐらいもつものなのですか。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 中本和幸君 今の機器の更新の基準というのがございまして、現在15年程度で更新という手続が取れる形になっております。

今回市でも初めて専用車購入するのですけれども、能力的にはかなり高い機械だと想定しておりまして、雪質ですとか排雪の状況にもよるとは思うのですけれども、やはり負荷がかけづらい車両という専用車になりますので、何とか長もちしてくれると期待はしているのですけれども、機能上はかなり能力的には高いと聞いております。15年以上もつのではないかと想定しております。

○委員長 辻 勲君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 今ほどの質疑があったところですが、ロータリ除雪車購入、提案説明の中には規格も変更して排雪にも使える形ということであったので、この機会ですから、そもそも最初はどういう形のものを考えて、こう変更になったのかという部分を教えてもらえないでしょうか。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 中本和幸君 今回アタッチメント式のロータリ車両から排雪専用の専用車となります。

今まで市が保有していた車両の1台については、アタッチメント式になりますので、ロータリ装置を外すと除雪ドーザにもなるという形の機能のものです。

今回購入する専用車につきましては、もう排雪専用の機械となります。その部分の経緯につきましては、やはりアタッチメント式で2台という形の対応にしていたのですけれども、専用車にしたというところについては、やはり効率を上げる形を目指したいということと、アタッチメント式については雪を押し込んでいる除雪箇所等の雪飛ばしに使うという形がございまして、プラス通常の排雪でも使えると。いろいろな形で使える部分と専用車という形で2種類の体制でやっていきたいというところで今回進めたところです。

○委員長 辻 勲君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 今の説明だと、基本的にアタッチメントというのは取替えのできる形だ

ったのが、基本的に専用車、最初からそれ専用だということは分かりました。

正直、どのようなものを購入するかは私は見ていないので何とも言えませんけれども、例えば専用車となると、普通に見る専用車と、例えばこの辺でいうと開発局の委託を受けて使っている結構専用の、例えば複雑なものであればベルトコンベヤー方式みたいなものもあるのですけれども、それは私のイメージが大き過ぎということでもいいのか、それとか本当に基準の基本的な専用車と受け止めていいのか、この辺どうなのかと思うのですけれども、どうなのですか。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 中本和幸君 ベルトコンベヤー式とかではなく、通常の開発局さんでも走っているのよりも若干小さいのですけれども、雪を積み込む形のロータリ車になります。

○委員長 辻 勲君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 分かりました。

それで、砂川も雪の多いところでありますので、ある部分ではそれによって、例えば除雪組合さんもいらっしゃるし、例えば一斉排雪のときもそうですけれども、効率的にはかなりよくなると受け止めていいのかどうか、最後にその辺聞かせていただけないでしょうか。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 中本和幸君 除雪体制につきましては、やはり許可されるということになりますので、当然雪の降る状況にもよるのですけれども、緊急時等も対応していけると今後も進めていきたいと考えております。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、14ページ、第12款諸支出金、第2項特別会計繰出金について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、4ページ、第2表、地方債補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、歳入に入ります。7ページから10ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 令和7年度砂川市介護保険特別会計補正予算の審査に入ります。
歳入歳出一括して質疑ありませんか。

高田浩子委員。

○高田浩子委員 それでは、質問させていただきます。

8ページの介護施設等環境改善事業費というところで質問させていただきたいと思います。先ほどの議場での提案説明の中で、高齢者施設のエアコン設置というお話がありました。この点に関しては、私委員会等でもぜひ助成をしてほしいという話もしていたところなのですが、今回は国ということでお話がありました。その中で、本当によかったなと思うわけなのですが、対象施設について、まず伺いたいと思います。

○委員長 辻 勲君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 斉藤亜希子君 今回対象となる施設につきましては、地域密着型サービスを伴う施設及び小規模施設等になりまして、市内には地域密着型特別養護老人ホーム1か所、認知症高齢者グループホーム3か所、小規模多機能型居宅介護事業所1か所の計5か所となります。

○委員長 辻 勲君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 対象施設が5か所あったという話です。

対象施設が分かった上で、その5か所に対して周知をしたという流れなのでしょうか伺います。

○委員長 辻 勲君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 斉藤亜希子君 委員さんおっしゃるとおりで、対象となる施設の5か所について、あとメールと電話にて事業の内容を周知したところであります。

○委員長 辻 勲君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 議場でのお話の中では、2か所が対象になったという話ですが、あとの3か所については確認等はされたのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 斉藤亜希子君 希望があるかないかという確認はしたのですが、3か所については希望がなかったということで、詳細まではお伺いはしていませんが、3か所についても以前調査したところ、共有部分についてエアコンは既に設置されているということであります。

○委員長 辻 勲君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 やはり今もう6月の中で、これから今北海道は特にエアコン設置、すごく時間がかかると聞いております。その点について、時期、今年中につくのかとかどうか、その辺の把握についてはいかがでしょうか。

○委員長 辻 勲君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 斉藤亜希子君 この事業、まず国の交付決定が決まってから工事着手になりますが、今時点でまだ国からの交付決定が来ていない状況でありますので、現状を考えますと今年の夏の初めからというのは難しいのかと考えております。

ただ、近日中に交付決定がされて、事業所でスムーズに設置が取り進められたら、夏の間には稼働することは可能なかとは思っております。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 令和7年度砂川市下水道事業会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。収入支出一括して質疑ありませんか。

高田浩子委員。

○高田浩子委員 それでは、質問させていただきます。

下水道事業というところで、先ほど議場で提案説明もありました埼玉の道路陥没で国からというお話がありました。ほかでも、全国では下水道の陥没等、何件かそういった事故等がありまして、以前からこちらについても私も委員会で砂川市はどうなっているのかという話をさせていただいたかと思うのですけれども、今回は国でそういった調査ですか、するようなことがなったという話でした。

それで、まず砂川市で該当するのはどれぐらいの規模で、どの路線になるのでしょうか伺います。

○委員長 辻 勲君 都市計画課長。

○都市計画課長 馬場修二君 今回砂川市で調査の対象となる箇所は、2か所ございます。

1か所目は、豊沼の方面でございまして、道路の路線で申しますと市道南7号線で、JR踏切から東側、豊栄町に隣接する区域に1か所ございます。こちらが延長約60メートルございます。2か所目につきましては、駅の裏でございすけれども、路線で申しますと市道東雲線、こちらにございまして、ちょうど砂川自動車学校の西側に位置してございます。こちらが延長約360メートルございまして、2か所合わせまして約420メートル、今回調査対象となるところでございます。

○委員長 辻 勲君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 先ほどの議場の説明の中で要件があるというところで、この要件に該当したのかと思うわけなのですけれども、その要件について伺ってもいいですか。

○委員長 辻 勲君 都市計画課長。

○都市計画課長 馬場修二君 調査対象となる要件につきましては、口径が丸い管ですと直径２メートル以上の管渠と、その断面積相当の四角い管渠も該当するという形で、もう一つの要件が設置から３０年経過していると。その両方の条件を重ねた箇所がこの２か所という形になります。

○委員長 辻 勲君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 場所が割合と詳しく伝えていただけたのかと思ひまして、イメージもつきやすかったかと思ひます。

それで、今後のスケジュールについてどのような形になるのでしょうか伺ひます。

○委員長 辻 勲君 都市計画課長。

○都市計画課長 馬場修二君 今後のスケジュールにつきましては、速やかに調査を発注したいと思ひておりまして、９月下旬頃から１０月ぐらいにかけて調査を終わらせたいと思ひておりまして、その後専門家による健全度といひますか、緊急度の判定を行わなければなりません。国土交通省からは、２月までにこの調査の結果を報告しなさいという形で来ておりますので、そちらに間に合うような形で終わらせたいと思ひております。

○委員長 辻 勲君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 その点検の予定について、今お話をさせていただいたわけなのですけれども、その点検の結果、悪い箇所なり工事が必要な箇所など出てきた場合はどのような形になるのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 都市計画課長。

○都市計画課長 馬場修二君 小規模なものであれば修繕ですとか、簡単なものはすぐ対応したいと思ひますけれども、大規模な修繕ですとか改築、こちらが必要になった場合は、財源等の関係もありますし、次年度以降にこちらは計画的に補助金等使いながら整備進めていけたらなと考えているところでございます。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第３号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○委員長 辻 勲君 以上で本委員会に付託されました議案第４号から第６号、第１号から第３号までの各議案の審査を全て終了しました。

これで予算審査特別委員会を散会します。

散会 午後 ２時２６分

委 員 長